

群会議の話題

第423号

2020年7月8日発行
大田区西蒲田6-17-4
東京土建大田支部
TEL 3731-5527
FAX 3735-1537
HP. <http://doken-ota.jp>
メール. info@doken-ota.jp
© 7月1日組織人員
現在4,511人

今月のテーマ

夏の拡大行動が秋につながる 暑さとコロナ 2つの予防を

7月から全ての分会で群会議が再開しました。また7月～8月の拡大行動は、秋の拡大にもつながる大事な時期です。秋の拡大は9月から始まりますが、月間に入ってから準備を始めていては、到底間に合いません。

今後コロナウイルス感染防止のため組合活動・拡大行動に一定の制限が出ると思われませんが、困難な時こそ仲間と連携・団結することが大切です。ポスティングや現場で未加入の仲間に声掛けするなど、3密を避けながら秋の拡大成功に向けた拡大行動をお願いします。

【マスク着用による熱中症に注意】

7月になり夏本番を迎え、本格的な暑さとなってきました。この時期、注意をしなければならぬのが「熱中症」です。屋外で作業する皆さんは熱中症に十分注意し、屋内作業をする皆さんも室内だからと安心せず、常に風通しを確認し、いづれも適度な休息を取り、塩分を含めた水分補給を欠かさないようにしましょう。

今年はコロナウイルス感染防止のため、夏でも人込みなどではマスクを着用しなければなりません。この時期のマスク着用は熱中症にかかる危険性があるため、注意が必要です。マスクは、冬から春にかけて着用することが多く、寒い日は、マスクをつけていると「顔周りが温かい」と感じたことがある方も多いと思います。しかし、これは裏を返せば、マスクの中は熱がこもりやすいということなのです。

厚生労働省は①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い、④3密（密集・密接・密閉）を避ける等の「新しい生活様式」を求めています。高温や多湿などの環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるため、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合にはマスクをはずすこと、またマスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避け、喉が渇いていなくても水分補給をするよう呼び掛けています。今年熱中症だけでなく、コロナ感染にも注意しなければなりません。体調管理に気を付けて夏を乗り切りましょう！

どけんカレンダー (2020年7月12日～8月22日)

◆当面の予定◆

★無料法律相談・税務相談会
7月の無料法律相談会と税務相談会はありませんが、緊急の相談については、支部にご連絡ください。

※今後の群会議の会場と日程は、分会役員に必ず確認してください。

白抜きの日は業務休止

日	月	火	水	木	金	土
12	13	14	15	16	17	18
7月						群会議
19	20	21	22	23	24	25
分会集約会議						
26	27	28	29	30	31	1
						8月
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
				分会執行委員会		
16	17	18	19	20	21	22
	群会議			分会集約会議		

新型コロナウイルス関係による

融資制度相談・申込の案内

◎持続化給付金◎

【未申請の方はぜひ手続きを！】

長い営業自粛を伴うコロナ禍で、政府は収入面で大きな影響を受けた事業者に対して持続化給付金を支給しています。支部内ですでに給付を受けた仲間がいますが、まだ申請していない方も多くいるようです。受付期間は1月15日までです。ぜひ手続きを！（業務委託契約を結ぶ給与申告者も対象です）

【給付額の算定方法】

※前年の総売上（事業収入）ー（前年同月比▲50%月の売上×12か月）

個人事業者は最大100万円まで（法人は最大200万円まで）

■必要書類■

【事業申告者】確定申告書類（19年）、減少月の売上台帳、通帳、身分証明

【給与申告者】源泉徴収票、業務

新型コロナウイルス関連の 国保制度が創設されました

■土建国保料を減免します！

【対象となる可能性がある方】

- ①世帯主が死亡した組合員
- ②世帯主が重篤な傷病を負った組合員
- ③収入の減少額が前年の収入の30%以上の組合員

■新型コロナウイルス感染症手当金

【対象となる可能性がある方】

- ①給与・報酬等の支払いを受けている方で、労務不能となった組合員・家族
- ②個人事業主・一人親方の方で、医療機関で労務不能と認められた組合員

制度の詳細は支部まで
お問い合わせください

委託契約書（会社との契約書類）

【相談・問合せ先】

持続化給付金事業コールセンター
0120(115)570

受付時間 8時30分～19時

受付日 土曜日以外

◆JR蒲田駅東口に会場開設◆

5月から全国各地域で「申請サポート会場」が開設されています。区内にもJR蒲田駅東口に2ヶ所の特設会場が設けられ、30分程度で申請完了します。利用希望者は事前予約が必ず必要になります。

- ①蒲田会場・相鉄フレックスイン東京蒲田2階（ACボウル前・蒲田5の19の12）・会場コード1306
- ②蒲田第二会場（紳士服アオキ・JTビル・蒲田5の38の1）・会場コード1333

予約電話：0570(077)

866 9時～18時

◎緊急生活応援ローン

（事業主・一人親方・従業員向け）支部独自◎

【金額】最高100万円、最長10年、金利1.5%（金利1年目のみ支部負担・後払い）

【必要書類】免許証、健康保険証、確定申告書3年分

【申込】中央労働金庫蒲田支店

【問合せ】（3738）6251 蒲田5の13の23

◆健康診断について◆

毎年組合で実施している提携医療機関との集団健診ですが、今年は新型コロナウイルスのために、集団での開催がまだできない状況です。個別受診を希望する方は、医療機関に直接連絡の上、受診申込みをして下さい。支部でも集団健診が実施できるようになり次第、機関紙や群会議の話題などを通じてご案内します。

なお東京労働局では元請企業に、下請け企業からの健診結果の提出を猶予するよう通知を出しています。

新型コロナウイルス 感染防止のお願い

◎今後の状況に注意を

感染拡大第二、第三波がいつ起きてもおかしくない状況で、今後、群会議や集金方法が再び変わる可能性があります。案内通知や群会議での最新情報に注意してください。

◎来所の際は感染防止 にご協力を

支部事務所では受付窓口に飛沫拡散防止シートを設置して通常業務を行っています。来所する方には会館入口や受付窓口に設置するアルコール液での手指消毒とマスクの着用をお願いしています。

書記局員もマスク着用で対応しています。感染防止にご協力ください。

◎諸手続きは郵送で

現金のやりとりを要さない諸手続きに関しては、書類郵送にて行うことができます。申請書類は支部ホームページよりダウンロードできるものと、原本によるものがありますので、問い合わせの上、お急ぎの申請でない限り、郵送での申請を極力お願いします。